

青果物包装適正化要領

昭和 54 年 1 月 1 日施行
昭和 57 年 2 月 3 日改正
平成 4 年 5 月 25 日改正
平成 17 年 3 月 28 日改正

第 1 目的

この要領は、消費生活条例（昭和 49 年兵庫県条例第 52 号）第 9 条第 1 項の規定により設定した「包装の適正化に関する基準」に基づき、青果物を販売する事業者の守るべき事項を定め、青果物の包装の適正化の徹底を図り、もって、資源の節約と包装使用後の適切な廃棄物処理等の促進に資することを目的とする。

第 2 適用の範囲

この要領は、小売店段階における青果物の包装に適用する。

第 3 定義

この要領において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

用語	定義
青果物	小売店段階において、消費者に販売され、又は販売されようとしている野菜及び果物をいう。この要領でいう野菜とは、食用に供される草本性植物の根、茎、葉、果実(穀粒を除く。)をいい、果物とは、食用に供される木本性植物の果実及び一部の草本性植物の果実をいう。
トレイ付きフィルムパック	青果物を、合成樹脂等を用いた受皿で敷き、かつ、フィルムを用いて保護されている包装をいう。
ポリ容器	青果物を、合成樹脂を用いたふた付きの容器(ふた付きでないものも含む。)で包装されたものをいう。
事業者	青果物を継続し、かつ、反復して消費者に販売している事業者であって、包装を施した者をいう。この場合において、包装を施した者とは、包装の意思主体、作業主体の両者を含める。

第 4 青果物包装の適正化

事業者は、青果物の販売にあたっては、次の包装形態をとらなければならない。

1 包装形態

青果物の包装において、内容品の保護及び品質の保全上、必要不可欠なもの（以

下「除外商品」という。)を除き、トレイ付きフィルムパック並びにこれに代わるポリ容器、紙箱及び木箱を使用してはならない。なお、除外商品に包装を施す場合にあっては、できる限り簡素な包装形態を用いるよう努めなければならない。

2 除外商品

除外商品は、次の表の左欄の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げるものとする。

区 分	品 目	
適用除外商品	菌茸類	まつたけ、しいたけ、ぶなしめじ、きくらげ、なめこ はつたけ、ひらたけ、マッシュルーム、まいたけ
	木本性植物の葉等	木の芽、さんしょうの実
	花菜類	食用菊の花及び葉、水仙、さくら草
	つまもの類	べにたで、あおたで、かいわれ、穂しそ、芽しそ エシャロット、防風たで、花丸胡瓜、香味野菜
	その他	トマト、いちご、くわい
	果物	桃、さくらんぼ、いちじく、びわ、すもも、ぶどう あわせ柿、熟柿
当分の間適用しない商品	生産地で包装した商品	ししとう、ヤングコーン、ミニキャロット
	スライスもの	メロン、パイナップル、パパイヤ、マンゴウ

(当分の間要領を適用しない商品について)

生産地で包装された商品(ししとう、ヤングコーン、ミニキャロット)及び、スライスして販売されている商品(メロン、パイナップル、パパイヤ、マンゴウ)については、産地流通の現状及び食品の衛生保持の見地から、当分の間、この要領を適用しないものとする。

(加工食品について)

加工食品は、この要領でいう青果物の範囲に入らないものとする。但し、ここでいう加工食品とは、青果物を熱処理、乾燥及び味付け等を行うことにより、調理の過程の全部又は一部を施したものをいい、裁断や剥皮のみを行ったものは、加工食品に入らないものとする。

第5 実施時期

この要領は、平成4年9月1日から実施する